

セクシユアル・ハラスメント、性別による差別の取扱いのトラブル

これってセクハラ？ 性別による差別？

セクハラになる可能性があるもの（例）

こんな発言 身体的特徴や容姿の良し悪しを話題にすること。性的な冗談を交わすこと。体調が悪そうな女性に「今日は生理か」、「もう更年期か」等とすること。性的な経験や性生活について質問すること。性的なうわさを立てたり、性的なからかいの対象とすること、等。

こんな行動 性的な写真や記事が載っている雑誌などを広げて読んだり、パソコンのスクリーンに卑猥な写真を映し出したりすること。体を執拗に眺めること。食事やデートにしつこく誘うこと。性的な内容の電話をかけたり、性的な内容の手紙や電子メールを送ること。体に不必要に接触すること。トイレや更衣室を覗くこと、等。

こんな言動 「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、「女性は職場の花でいてほしい」等の発言。「男の子、女の子」、「おまえ、僕、坊や、お嬢さん」、「おじさん、おばさん」、「じじい、ばばあ」等の呼び方。不必要に「女の修習生、男の修習生」、「女の職員、男の職員」等と語頭に性別を付けること、等。

職場外でのこんな言動 性的な関係を強要すること。カラオケでのデュエットを強要すること。酒席で、女性の勤務者等の座席を男性の上司の隣に指定したり、お酌やダンスを強要すること、等。

性別による差別になる可能性があるもの（例）

勤務者の募集・採用時 募集又は採用の対象から男女のいずれかを排除すること。募集又は採用に当たっての条件を男女で異なるものとすること、等。

業務の分担について その対象から男女のいずれかを排除したり、条件を男女で異なるものとすること、等。

教育訓練に際して 対象から男女のいずれかを排除したり男女で異なるものとすること、等。

賃金・賞与・昇給及び昇格を判断するに際して 賃金及び賞与額の算定基準について男女で異なる取扱いをすること、等。

勤務者に対し退職を促すに際して その対象を男女のいずれかのみとすること、等。

女性に対する婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益な取扱い等。

相談・申立ての御案内

まずは下記の差別的取扱い等相談担当窓口（日本弁護士連合会人権部人権第二課）まで御連絡ください。



○電話でのアクセスはこちら

03-3580-9841

（代表 平日・午前9時30分～午後5時30分）



○ファックスでのアクセスはこちら

03-3580-2896



○Eメールでのアクセスはこちら

jfba-danjyo-soudan@nichibenren.or.jp



○携帯電話からのアクセスはこちらのQRコードもご利用できます

（上記のEメールアドレスにアクセスします。）

QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。)



○書面の郵送の場合はこちら

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

日本弁護士連合会人権部人権第二課

★プライバシーについて

相談者名や相談の具体的な内容は、担当相談員、調査委員および当連合会が把握しますが、正当な理由なく開示されたり、第三者に知られることがあります。

また、担当の相談員が「相談の対象となる弁護士と知り合いかどうか心配だ。」という場合には、お問い合わせの際に御相談ください。

★このパンフレットの記載事項につきましては、日本弁護士連合会のウェブサイト (http://www.nichibenren.or.jp/contact/claim/sexual_harassment.html) にも掲載しておりますので、併せて御参照ください。

JFBA 日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3

2013年7月発行

悩まず、
御相談ください！

弁護士から…

しつこく食事に誘われて
困っている…

男のくせに
こんなこともできないのか？

女には重要な仕事は
任せられない

日本弁護士連合会では、
弁護士による
セクシユアル・ハラスメントや
性別による差別の取扱いに対して、
プライバシーを保護しながら、
適切にこれに対処するよう、
専門の弁護士「相談員」が
相談をお聴きします。



sexual harassment

セクシュアル・ハラスメントとは？

他人に不快感を感じさせる性的な言動をすることを意味します。

- 身体的特徴や容姿の善し悪しを話題にすること
- 食事等につっこく誘うこと
- 「男のくせに」「女性は職場の花でいてほしい」等の発言をすること 等

性別による差別的取扱いとは？

生物学的又は社会的な性差を理由として差別的な取扱いをすることを意味します。

- 募集・採用の対象を男女のいずれかのみに限定する
- 採用条件や選考基準を男女別にする
- 業務分担を男女別にする
- 教育訓練の条件・内容等について男女で差を設ける
- 婚姻・妊娠・出産等を理由として女性に対し不利益取扱いをする 等

こんな場合には御相談ください

①相談者が以下のいずれかであること

弁護士会（当会も含む）、弁護士会連合会又は法律事務所の職員（以上については、過去に勤めていた方や将来勤める予定の方も含む）、依頼者、相談者、会員、司法修習生、会員の法律事務所で研修中の方、等

②相手方が弁護士であること

一般の方からのセクハラ等は、各地法律相談センターの法律相談を御利用ください。

また、弁護士への一般的な苦情については、弁護士が所属する弁護士会の市民窓口等へ御相談ください。

③弁護士の「事務所における活動」、「弁護士会等における活動」、「会員の職務」の場合におけるセクハラや性別による差別的取扱いであること

例えば

弁護士の法律事務所で行われた行為
弁護士会の委員会業務やシンポジウムで行われた行為
法律相談で行われた行為 等。

※ただし、弁護士が所属する弁護士会に苦情相談制度があり、既にその制度を利用されていたり、今後利用を予定されている場合には、本会への申出は受理されません。

対象に当たるか分からぬ場合は、まずは御相談ください。

相談の流れ

苦情相談
・申出

相談

調査委員会
による調査

措置

